**平成２７年（再イ）第２７号**
福井県鯖江市下野田町第５号15番地10
再生債務者　青山　正和
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月７日まで
平成28年３月10日　福井地方裁判所
**平成２７年（再イ）第５２９号**
大阪市旭区大宮３丁目６番29号
再生債務者　らーめん大将こと　野間　利己
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月７日まで
平成28年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２７年（再イ）第１０９号**
埼玉県川越市寿町２丁目316番地１（市営住宅Ｋ９－102号室）
再生債務者　片山　幸作
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月11日まで
平成28年３月10日
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２７年（再イ）第７号**
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の10　Ｎ－402
再生債務者　屋島誠一郎
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年３月29日まで
平成28年３月８日　神戸地方裁判所伊丹支部
**平成２７年（再イ）第１４号**
山口県周南市羽島２丁目12番３－505号
再生債務者　倉津　久志
1　決議に付する再生計画案　平成28年２月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月７日まで
平成28年３月10日　山口地方裁判所周南支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２８年（再ロ）第１００００１号**
栃木県宇都宮市中今泉１丁目18番19号　グランフォルムⅡ201
再生債務者　橋本　修一
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月13日から平成28年４月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部
**平成２７年（再ロ）第５号**
山形県寒河江市大字西根字高畑1764番地の１
再生債務者　日塔　宏二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月19日から平成28年５月６日まで
山形地方裁判所民事部
**平成２７年（再ロ）第５号**
北海道旭川市東光10条３丁目５番12号
再生債務者　佐藤佐和子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月20日から平成28年４月27日まで
旭川地方裁判所民事部
**平成２８年（再ロ）第２号**
大阪府大阪狭山市半田１丁目224番地の84
再生債務者　馬渡　俊穂
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月13日から平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２７年（再ロ）第１号**
福岡県柳川市隅町64番地１　市営住宅隅町南団地68号
再生債務者　髙﨑　謙策
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月24日まで
平成28年３月３日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係
**平成２７年（再ロ）第５１号**
大阪府枚方市香里ケ丘７丁目19番地の１（206）
再生債務者　本庄　　透
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月６日まで
平成28年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２７年（再ロ）第１２号**
大阪府富田林市藤沢台７丁目５番12号
再生債務者　津田　邦雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月６日まで
平成28年３月９日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
**平成２７年（再ロ）第９号**
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町436番地　フィエルテ四条烏丸シュッド　1001
再生債務者　田村　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月11日まで
平成28年３月９日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２７年（再ロ）第７号**
静岡県浜松市北区細江町気賀8231番地の１
再生債務者　加藤みゆき
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
**平成２７年（再ロ）第１００４号**
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台３丁目13番地２　光陽台参番館203号室
再生債務者　藤岡　新治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月８日
宇都宮地方裁判所第１民事部
**平成２７年（再ロ）第４号**
岩手県奥州市水沢区真城字北上野27番地６　貸家佐々木８　４号棟
再生債務者　小原　三幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日　盛岡地方裁判所水沢支部

# 会社その他の公告

**合併公告**
左記会社は合併して、新設する株式会社セーフティテック（住所青森県弘前市大字撫牛子二丁目四番地一〇）に権利義務全部を承継させて甲と乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月九日
掲載頁　六十一頁（号外第五十三号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年三月十八日
青森県弘前市大字撫牛子二丁目四番地一〇
（甲）株式会社セーフティテック
代表取締役　相馬　　敏
青森県弘前市大字館野一丁目一二番地五
（乙）有限会社熊谷設備工業所
代表取締役　熊谷　孝三